

地方自治体の臨時・非常勤職員の処遇改善と雇用安定のための 法改正に関する意見書

自治体の臨時・非常勤職員は、いまや全体の3人に1人となり、全国では約70万人にも上るが、それらの職員の多くは、年収が約200万円以下であるため官製ワーキングプアとも言われ、雇いどめに不安を感じながら日々の業務に当たっている。

臨時・非常勤職員の職種は、行政職のほか、教職員、保育士、児童厚生員、学校給食調理員、看護師、各種相談員、図書館職員、公民館職員など多岐にわたり、その多くの職員が恒常的業務についていることから、地方自治体の行政運営は臨時・非常勤職員の労働をなくしては一日たりとも回らない。

しかし、臨時・非常勤職員には、パートタイム労働法や改正労働契約法などが適用されないなど、処遇や雇用について保護する制度が整備されておらず、民間労働法制と地方公務員制度のはざまで、法の谷間に置かれた存在となっている。

このため、パートタイム労働法や改正労働契約法の趣旨を踏まえ、臨時・非常勤職員の処遇改善、雇用安定に関する法律を整備することが重要課題となっている。

よって、国においては、行政サービスの質の確保と、臨時・非常勤職員の処遇改善、雇用安定を図るべく、以下の事項について適切に対策を講じるよう強く求めるものである。

記

- 1 非常勤職員に期末手当や退職手当の支給を認めていない地方自治法を改正すること。
- 2 均等・均衡待遇を求めているパートタイム労働法や改正労働契約法の趣旨を、臨時・非常勤職員に適用させるための法律を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年 3 月20日

秋田県秋田市議会

内閣総理大臣	安倍	晋三	様
総務大臣	新藤	義孝	様
文部科学大臣	下村	博文	様
厚生労働大臣	田村	憲久	様
消費者庁長官	阿南	久	様
衆議院議長	伊吹	文明	様
参議院議長	山崎	正昭	様